第五次千葉県障害者計画　主要施策管理表

平成28年度

主要施策	３　障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

総合計画等

◇ 個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組や、障害のある人に優しい取組の応援を推進します。あわせて、障害者虐待防止法に基づいて、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。
◇ 地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会等の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。
◇ 手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組み、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。
◇ 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関しては、十分な広報・周知を行い、円滑な施行に努めます。

基本施策

（1）障害のある人への理解の促進
（2）地域における権利擁護体制の構築
（3）地域における相談支援体制の充実
（4）手話通訳等の人材育成
（5）情報バリアフリーのための普及啓発の促進

数値目標の評価

（個）

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	9	7		1	1		
28		5	1		2	1	
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【取組結果】 （1）平成28年4月から障害者差別解消法が施行されたことも踏まえ、障害者条例と障害者差別解消法を併せた広報啓発を行いました。 （2）また、障害者虐待については、虐待防止研修の開催や虐待防止アドバイザーの派遣を通じて障害者虐待に関する適切な対応や予防ができるように努めました。 （3）相談支援事業に従事する職員に対しても障害者虐待に関する研修を実施しました。 （4）手話通訳等の人材育成については、手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座を実施し、育成に努めました。 （5）「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を改定し、職員に対して必要な配慮の実践を求めるとともに、市町村にも取組への協力を依頼し、また障害福祉関係機関・団体等に対してガイドラインの周知を行いました。
	【取組結果への対応】 （1）障害のある人に対する差別をなくすため、障害者差別解消法と障害者条例を併せた広報啓発を引き続き行っていきます。 （2）また、障害者虐待についても、市町村や障害者関連施設等に対して研修の開催や虐待防止アドバイザーの派遣を通じて虐待への適切な対応や予防ができるように引き続き実施します。 （3）今後も、障害者虐待に関する研修を行い、虐待の未然防止に努めていきます。 （4）今後も手話通訳者等の人材育成に努めます。 （5）平成28年度に改定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知・研修を実施します。